

東日本大震災に伴う市発注工事の前金払の特例の期間延長について

平成28年4月1日 陸前高田市総務部財政課

1 経過

東日本大震災の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、地方自治法施行令及び同法施行規則が改正されたことを受け、市発注工事の適正かつ円滑な施工の確保が必要であることから、当面の間、前金払の割合を引き上げる等の特例を設けることとします。

2 特例の要点

- (1) 別記の市営建設工事の前金払の割合を請負代金額の「10分の5」とします。
- (2) 設計・調査及び測量等に係る前金払の割合を請負代金額の「10分の4」とします。